

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年11月6日（平成30年（行情）諮問第492号）

答申日：平成31年2月26日（平成30年度（行情）答申第452号）

事件名：「共同室願箋受付簿及び単独室願箋受付簿（特定工場）」（特定刑事施設保有）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年7月31日付け高松発第863号により高松矯正管区長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、取消し等を求める。

2 審査請求の理由

- (1) 私は開示請求書で、明確に開示請求の対象を「特定刑事施設の特定工場の“被収容者に慣行として公にされ続けている”当該工場の何番の何氏が何の願箋を求めたかが分かる願箋受付簿（又は願箋交付受付簿）」と伝えているため、要するに、法5条1号ただし書イに該当する「慣行として公にされている個人情報」であるため「開示しなければならない」とされている文書への開示請求であることは明らかであった。
- (2) 一方、処分庁は単に「当該行政文書の多くは、不開示となることが“見込まれる”」旨の情報提供のみであり、「慣行として公にされ続けている個人情報」がなぜ法5条1号ただし書イに該当を理由に開示される規定が適用されないのか、及び開示請求した趣旨の「何番の何氏が何の願箋を求めたかが分かる」情報が含まれていない場合、欺罔をもって私の財物を交付させた刑法246条の詐欺罪にあたる行為であることは明らかである。
- (3) また、私が開示請求した文書が「個人の権利利益を害するおそれがある不開示情報」であるのならば、特定刑事施設の職員及び監督庁である処分庁の庁以下の職員は、法及び国家公務員法による守秘義務に背き「個人の権利利益を害するおそれがある個人情報」と（少なくとも原処分後は明確に）認識しながら故意に違法行為である個人情報漏えい（法に基づかずに公開）をしている、及び行わせているという犯罪の自

白にあたる内容の決定である。

- (4) よって、特定刑事施設及び監督庁である処分庁の両職員達に特別刑法違反がない限りは、本件不開示決定が誤っていることは明らかであるため、同決定を取り消し、開示決定をすべきである。なお、不開示部分に「氏名」とあるが、本日も公にされ続けている開示請求した願箋受付簿には「氏」は記されていても「名」は記されておらず、加えて、他の受付第19号及び第20号の「達示6号文書及び同一ファイル内の目次」及び「処遇首席指示25号文書及び同一ファイル内の目次」（審査請求人が、本件対象文書と併せて開示を求めた文書を指す。）には、特定被収容者の個人情報には記されていないはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

- 1 本件審査請求は、審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により開示請求し、平成30年7月31日付け高管発第863号行政文書開示決定通知書により、別紙に掲げる行政文書の一部開示決定（原処分）を行ったものであり、審査請求人は、別紙に掲げる文書（本件対象文書）の一部を不開示としたことについて、原処分を取り消し、全て開示するとの裁決を求めていることから、以下、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。
- 2 不開示情報該当性について
 - (1) 本件対象文書は、被収容者が各種申出を行うために使用する願箋の交付を受けるために記載する文書であり、表紙のほか、標題として、「月日」、「番号」、「氏名」、「申込」等の欄が一つの表となって記録され、各欄に記録されている被収容者の称呼番号、氏名、願箋受付に係る申込内容の一部を不開示（以下「本件不開示部分」という。）としている。
 - (2) 本件不開示部分には、個人に関する情報が記録されていることから、各行ごとに一体として特定の個人を識別することができる情報であり、法5条1号本文前段に該当するものと認められる。
 - (3) 法5条1号ただし書該当性について検討すると、審査請求人は、「明確に開示請求の対象を「特定工場の被収容者に慣行として公にされ続けている特定工場の何番の何氏が何の願箋を求めたかが分かる願箋受付簿（又は願箋交付受付簿）」と伝えているため、要するに、法5条1号ただし書イに該当する「慣行として公にされている個人情報」であるため「開示しなければならない」等と主張するところ、法が規定する「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていること、「公にされ」とは、法5条1号ただし書イに規定する情報が、現に公衆が知り得る状態に置かれていることを意味することから、特定施設の特定工場における被収容者といった限られた者しか知り得ないものであれば、慣

行として公にされている情報とは認められない。

また、特定刑事施設の被収容者が願箋の交付を求めていることは、これを公にし、又は公にすることが予定されている情報とすべき法令の規定も慣行も存しないことから、本件不開示部分について、法5条1号ただし書イに該当するとは認められず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も存しない。

- (4) 法6条2項による部分開示の可否について検討すると、本件不開示部分のうち、「番号」及び「氏名」の欄に記録される情報については、一体として特定の個人を識別できる情報であり、同項による部分開示をすることはできない。

また、「申込」の欄に記録される情報については、これを開示した場合、特定被収容者と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、特定被収容者をある程度特定することが可能であり、一般的に他人に知られることを忌避する性質の情報である特定被収容者がいかなる願出を行うことを予定しているといった情報が、当該関係者に知られることとなり、特定被収容者の権利利益を害するおそれがあると認められることから、法6条2項による部分開示をすることはできない。

- 3 以上のとおり、本件不開示部分は、法5条1号に規定する不開示情報に該当すると認められることから、原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年11月6日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月30日 | 審議 |
| ④ | 平成31年2月4日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同月22日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

- 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる文書であるところ、処分庁は、その一部（本件不開示部分）が法5条1号に該当するとして、当該部分を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、不開示とされた部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

- 2 本件不開示部分の不開示情報該当性について

- (1) 法5条1号本文前段該当性について

本件対象文書の見分結果に、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認

させたところも併せると、本件対象文書は、特定刑事施設の特定工場に備え付けられ、被収容者が願出等の目的を示して願箋の交付を申し込んだ際に、その都度、当該申込みの日、申し込んだ被収容者の氏名（姓。以下同じ。）とその称呼番号、当該申込みの目的等が記載されるものであって、「月日」欄、「番号」（被収容者の称呼番号を指す。以下同じ。）欄、「氏名」欄、「申込」欄（欄の名称の記載はないが、同内容の記載がある欄を含む。以下同じ。）及び数字（標題に相当する数字や願箋の枚数を示す数字等）が記載された欄で構成される表形式のものであると認められる。そして、願箋受付の申込みごとに被収容者の氏名とその称呼番号が記載されていることから、1回の願箋交付の申込みごとに、当該申込みをした被収容者の氏名、番号、申込みの日等が一体として法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

(2) 法5条1号ただし書該当性等について

ア 本件不開示部分は、本件対象文書中の「番号」欄、「氏名」欄及び「申込」欄の各記載内容部分の一部であると認められるところ、本件不開示部分に記載されている情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とはいえない。

なお、審査請求人の上記第2の2(1)の主張に鑑み検討するに、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記(1)のとおり、本件対象文書は特定刑事施設の特定工場に備え付けられているが、本件不開示部分に記載された情報が当然に何人も知り得るというものではないとのことであり、これを覆すに足りる事情はないから、本件不開示部分に記載された情報が「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」とは認められない。

そして、本件不開示部分につき、法5条1号ただし書口及びハに該当する事情も認められない。

イ 法6条2項による部分開示の可否について

本件不開示部分のうち、「番号」欄及び「氏名」欄に記載された情報については、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当すると認められ、法6条2項による部分開示の余地はない。

また、本件不開示部分のうち、「申込」欄に記載された情報については、これを開示した場合、既に開示されている部分の情報と併せること等により、当該被収容者と同時期に同施設に収容されていた者等の関係者にとっては、当該被収容者をある程度特定することが可能になり、その結果、一般的に他人に知られることを忌避する性質の情報である、願箋の交付を申し込んだ目的や内容が当該関係者

に知られることになることから、当該被収容者の権利利益を害するおそれがあると認められ、法6条2項による部分開示をすることはできない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一，委員 池田陽子，委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

共同室願箋受付簿及び単独室願箋受付簿（特定工場）（特定刑事施設保有）